

こんにちは

酒井まさえ



2022年2月24日 No.112 連絡先 日本共産党杉並区議団控室 3312-2111
090-9325-5676 sakaimasae.0507@gmail.com

区民生活委員会

「パートナーシップ制度の創設に関する陳情」審議

2月17日の区議会区民生活委員会で、「杉並区におけるパートナーシップ制度の創設に関する陳情」が審議され、採択されました。（最終的には、3月16日の本会議で採決が行われます）

パートナーシップ制度とは、制度を導入した自治体の中で、同性カップルにも異性カップルが結婚している場合とほぼ同等の権利を認めるもので、公営住宅の入居、緊急時の病院への面会、家族同様の扱いなどが可能になります。

近年、性の多様性を認め合い、性的マイノリティへの差別をなくし、誰もが個人の尊厳を尊重される社会の実現を求める運動が広がり、行政や社会を大きく動かしてきました。

2015年に渋谷区・世田谷区が創設し、現在では150以上の自治体に広がっています。

杉並区では、2019年第一回定例会において「LGBTに関する施策の推進を求める陳情」が採択され、性的少数者への理解促進のための取り組みが進められていました。

The collage includes:

- A contact sheet for various support centers such as '男女平等推進センター' (03-5307-0619), 'LGBT相談窓口' (03-311-0116), and '多様な性ってなんだろう?' (03-3812-3727).
- A flyer titled '多様な性ってなんだろう?' with the subtitle '「多様な性」ってなんだろう?' and a rainbow background.
- A leaflet titled '性的少数者理解促進のためのリーフレット' (Leaflet for promoting understanding of sexual minorities) with sections on '多様な性とは?' (What is diverse sexuality?), 'LGBTとは?' (What is LGBT?), and '性的マイノリティの割合は?' (What is the percentage of sexual minorities?).

性的少数者理解促進のためのリーフレット (杉並区作成 ホームページより)

陳情者は、1316筆の追加の賛同署名を杉並区議会に提出したことを報告し、日常の困りごと、陳情提出に至った思いを話しました。

「病院での面会、主治医からの説明が一番困っている。また、性的少数者の自殺をくい止めたい。杉並区においてパートナーシップ制度が創設されれば、子ども、若者の性的少数者は未来が開ける、夢や希望が持てることにもなる」と話しました。

私は、日本共産党杉並区議団を代表して、性的少数者への差別をなくし、人権の尊重、生活上のためにもパートナーシップ制度の創設は必要とし、本陳情は採択すべきと意見を述べました。さらに、制度創設の際には、同性や性的少数者に限らず、事実婚カップルなど異性間における利用も可能な制度とするよう求めました。

各党派からそれぞれ意見がだされ、公明(1)、共産(1)、無所属連携(1)、立憲・無所属(1)は採択を主張、自民(3)、無所属・維新(1)は不採択を主張しました。4対4の可否同数となったため、委員長(共産・富田たく)判断により、区民生活委員会としては採択すべきものと決定しました。最終的には、3月16日の本会議で、採決が行われます。

申請をお忘れなく

住民税非課税世帯・家計急変世帯への臨時特別給付金

家計急変世帯、DV等で避難中の方は問合せを

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・くらしの支援を受けられるよう、2021年度住民税非課税世帯と家計急変世帯に対して、一世帯当たり10万円を支給します。

住民税非課税世帯には、2月15日以降に区から世帯主宛てにお知らせが届いています。必要事項を記入し返送してください。

家計急変世帯とは、新型コロナウイルスの影響を受けて2021年1月以降の収入が減少し、世帯全員が2021

年度住民税均等割非課税相当と認められる世帯です。家計急変世帯に該当する場合は申請が必要です。まずはコールセンターに問い合わせてください。

DV等で住所外に避難中の方も、給付金を受給できる場合があります。配偶者やその他親族の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から受給することができます。

制度の概要

【支給額】

1世帯あたり10万円

【給付金支給時期】

3月上旬から順次支給予定

【申請期限】

令和4年5月31日（火）必着

家計急変世帯は9月30日（金）必着

【問合せ先】

杉並区臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-378-233

午前8時半～午後5時15分（土日祝を除く）

2月26日、3月5日、12日は開設

※窓口でのご相談を希望する場合は、あらかじめ電話予約が必要です。

【気になる点】

- 生活保護制度上、収入認定はされません。
- 子育て世帯等臨時特別給付金を受け取った方でも、住民税非課税世帯等であれば受け取ることができます。
- 特設ページや対象世帯へのご案内にあるQRコードからもアクセスいただけます。

健康の話 生活習慣病の予防

日本生活習慣病予防協会は、毎年2月を「全国生活習慣病予防月間」と決めています。生活習慣病予防に対する意識向上や健康寿命の延伸を目指し、「**一無二少三多**」で生活習慣病予防をしましょうと呼びかけています。

一無は「無煙・禁煙―喫煙は万病の元」、**二少**は「小食―食事は腹七〜八分目」「少酒―お酒はほどほど」、**三多**は「多動―身体を活発に動かす」「多休―休養をしっかりとる」「多接―多様なつながり」ということです。

協会は全国から、食事のスローガンを募集しました。挙げてみます。

少食で 延びる寿命 減る脂肪

食べ過ぎが 上げる血圧 血糖値

バランスの とれた少食 いきいき長寿

覚えよう からだが喜び 食事量

長生きの 秘訣は少食 腹八分

人生100年時代と言われています。生活習慣病を予防して健康寿命を伸ばしたいですね。

お困りのことがありましたら
酒井にご相談ください。

